

URL: <http://www.hijokin.org>  
 email: [sodan@hijokin.org](mailto:sodan@hijokin.org)  
 郵便振替 00950-2-203528  
 [関西圏大学非常勤講師組合]

# 非常勤の声

委員長: 新屋敷 健  
 email: [take0shin@gmail.com](mailto:take0shin@gmail.com)  
 〒542-0012 大阪市中央区谷町  
 7丁目 1-39-102 大私教気付

## <目次>

- p.1 学習会「組合から見た大阪大学問題」開催の御案内  
 p.2 近畿大学との団体交渉結果                      p2-3 これから本格化する定期交渉  
 p.3 労働契約法改正と非常勤講師                      p4 2013年なんなん集会、阪大で開催

## 「組合から見た大阪大学問題」学習会開催！

ゲスト・スピーカーに、法人化前から勤務する阪大非常勤職員の雇い止め問題と闘っている関西単一労働組合大阪大学分会の加藤多恵子さんと、阪大が団体交渉の場所と時間を不当に制限する不当労働行為に対し大阪府労働委員会と中央労働委員会で闘われ勝利した大阪大学教職員組合の北泊謙太郎さんをおむかえして、阪大外国語学部非常勤講師削減問題と闘っている関西圏大学非常勤講師組合を加えた、大阪大学の労働問題で交渉中の3組合で学習会を開催します。それぞれの闘いに関する報告を通して、阪大の抱える様々な問題が浮かび上がるでしょう。  
 (文責・新屋敷)



日時: 10月21日(土)  
 午後2時~4時  
 場所: エルおおさか  
 10階研修室5号室  
 ゲスト・スピーカー  
 加藤多恵子さん  
 (関西単一労働組合  
 大阪大学分会)  
 北泊謙太郎さん  
 (大阪大学教職員組合)  
 新屋敷 健さん  
 (関西圏大学非常勤講師組合)

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

電話: 06-6763-3201(江尻)月の午後、木の午後 メール: [sodan@hijokin.org](mailto:sodan@hijokin.org)(随時)

# 近畿大学、定期試験監督手当1万円を支給

昨年の団交で検討すると大学側が約束していた定期試験監督手当が2012年度から支給される。前期は10月、後期は4月に振り込まれる。ただし、補講を含めて15回講義をした場合に限られる。

今年9月の団交では、近畿大学は他大学に比べて給与が相対的に低いことを認め、「何とかしなければならないという認識はもっている」との回答を引き出した。2013年度の給与について今年12月には方向性を出すとの回答を得た。

昨年から要求していた長期休暇中の図書館利用の際の交通費支給について、本部のある東大阪については実施可能(ただし上限は2回)であるが、他のキャンパスにのみ出講している非常勤の交通費や遠方からの来館者への交通費をどうするかなど難しい問題がある。11月に方向性を出したいという回答を

得た。

WEBでの成績処理のあと、紙面による成績報告書の持参を原則とすることについて、組合はWEBで処理できる人はそのみでよしとすること、持参の場合は交通費を支給すること、郵送の場合は封筒を同封することなどを要求した。年内に検討し回答すると約束。

授業説明会への出欠ハガキは今年から同封されることになった。

駐車場利用料金は半年で1万2千円であるため、値下げもしくは無料化を要求したが(昨年度も要求)、変更なしと回答。

控室の改善について、「気分よく長時間いていただけるよう配慮してきた。今後とも研究や教育に係わる仕事をしてもらう場として利用しやすい環境をつくるよう努めていきたい」という趣旨の回答を得た。

(文責 長澤)

## これから本格化する定期交渉！！

これから組合の定期交渉が本格化します。すでに、武庫川女子大学、大阪電気通信大学、近畿大学と1回目の交渉を終えました。組合は8月上旬～9月中旬にかけて各大学への定期交渉の申し入れを行いました。今後、同志社大学、関西大学、立命館大学、甲南大学との交渉を予定しています。

立命館大学との定期交渉は11月14日(水)18時半から朱雀キャンパス(JR・地下鉄二条駅下車)でおこなわれます。同大学との定期

交渉は06年以来6年ぶりです。労働者代表選挙での得票を背景に賃上げ等を中心に要求していきます。立命館大学出講の組合員で団交に参加されたい方は組合本部にメール(honbudesk@gmail.com)でお知らせください。

同志社大学との定期交渉は、日程は決まっていますが10月下旬に予定しています。同志社大学との交渉では長年、組合が要求してきた「夜間手当」の支給、出講手当の本給への組み入れ、さらに今年度は交通費の

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

電話:06-6763-3201(江尻)月の午後、木の午後 メール:[sodan@hijokin.org](mailto:sodan@hijokin.org)(随時)

実費支給、大学の今出川キャンパスへの移転にともなう非常勤講師控室の拡充・充実などを要求しています。9月25日には同志社大学教職員組合と懇談をおこない、非常勤講師組合の要求について伝え協力をお願いしました。同志社大学との団交に参加されたい方は組合本部(p.2)にメールください。

その他、去年は定期交渉を拒否され、大阪府労働委員会で和解した甲南大学と初めて定期交渉をおこなう予定です。関西大学にも定期交渉を申し入れましたが理事が改選中という理由で延期になりました。賃上げと賃金の実質一本化が組合の主な要求です。

(文責・江尻)

## 労働契約法改正と非常勤講師問題

今年の8月10日に「労働契約法」が改正されました。この改正は非常勤講師の契約問題に重要な係わりがありますので、その内容を紹介したいと思います。

今回の法改正の中心は有期雇用の雇用安定をどうすすめていくかが改正の中心になっています。その主要内容は、①有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合は労働者の申し出により無期労働契約に転換できる。ただし、期限が無期になるだけで労働条件(賃金等)は変えなくてもよい。新規の有期労働契約から適用され、その時点までの契約更新についてはカウントしない。クーリング期間があれば、その期間後に再度、有期雇用契約を結べる。②有期労働契約の「雇い止め法理」の法定化。有期労働契約の反復更新により無期労働契約と実質的に異なる場合、または有期労働契約の期間満了後に雇用継続の合理的な期待権が認められる場合は「社会的合理的な理由」がなければ雇い止めは禁止される。これは、従来から最高裁判例で「解雇権濫用の類推適用」が認められているが、これを法制化したものである。③期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止。これはパートであるという理由だけで低賃金にすることはできない、同じ仕事をしていれば

パートであれ正社員であれ同じ賃金にしなければならない。

この改正の問題点について日弁連は同日に会長声明を発表し次のように批判しています。①有期雇用の入り口規制が抜けている。労働者は原則無期雇用で雇われるべきで、特別な理由がなければ有期雇用で採用すべきでない。②無期雇用への転換が5年は長すぎる3年にすべき。③クーリング期間という抜け道は削除すべき、と批判しています。

この改正は、非常勤講師の雇用の安定に繋がるのか、残念ながらあまりにも抜け道が多く、雇用の安定どころか不安定性を激化する恐れがあります。とくに①については問題が大きく、大学が法律本来の趣旨を逆手に取り無期雇用を回避するために非常勤講師の契約の反復期間に制限を設け5年までとする可能性があります。反復雇用で実質無期に近い状態の非常勤講師までも反復更新を制限される危険性があります。実際、すでに国立大学の多くで非常勤職員はそのような扱いとなっており、非常勤講師も大学によって反復更新に制限を設けているところがあります。当組合は反復更新制限の設定に断固、反対していきます。②と③については、団体交渉で大いに使っていきたいと考えています。(文責・江尻)

# 「なんで有期雇用なん!?!」2013年集会を大阪大学で開催!

2010年2月27日に関西の大学非正規労働者の組合が集結し、「なんで有期雇用なん!?! 大学非正規労働者の雇い止めを許さない関西緊急集会」が開催され、その後、2011年は龍谷大学、2012年は京都精華大学で集

会がおこなわれました。そして「なんで有期雇用なん!?!」2013年集会が、2月2日(土)に大阪大学で開催されることになりました。会場等の詳細は後日お知らせします。

(文責:新屋敷)

## 愚痴っていても何も変わらない 自らの権利を主張しない者を守る法律はない 今すぐ非常勤組合にご加入を!

組合実施のアンケート調査では、専業非常勤講師の89%が、非常勤講師の労働・教学条件について「不満がある」と答えています。あなたは、今の非常勤講師の働き方に満足していますか?低賃金で、来年も仕事があるかどうか不安、健康保険や年金がつかない、研究者として扱わない、産休も安心してとれない、そんな非常勤講師の労働環境を改善するための闘いにあなたも参加しませんか?大学の授業の約1/3を担当する非常勤講師の労働環境を改善することは、あなたの生活と権利を守るだけではなく、大学の教育環境の改善にもつながります。

また、具体的なトラブルがある場合は、加入前でも、お気軽にご相談ください。

相談受付:sodan@hijokin.org

非常勤講師組合に加入される方は、インターネットなら組合HP <http://www.hijokin.org/>の「加入案内」のページの専用フォームから、ファックスなら以下の用紙に書き込んで(fax 072-695-8031)で申し込みの上、組合費1年分を郵便振替 00950-2-203528「関西圏大学非常勤講師組合」に振り込んでください。

関西圏大学非常勤講師組合に <input type="checkbox"/> 組合員として加入します <input type="checkbox"/> 賛助会員として加入します		
氏名	氏名のフリガナ	
住所(      )		
Tel	Fax	Email
専門分野	担当科目	
非常勤出講先(専任教員の方は専任校も)		
組合費: 10000円/年(年収150万円未満の方は4000円/年)		
賛助会費: 1口1000円/年(3口以上の協力をお願いします)		

雇い止め・減ゴマ・その他、なんでも労働相談はこちらへ

電話:06-6763-3201(江尻)月の午後、木の午後 メール:[sodan@hijokin.org](mailto:sodan@hijokin.org)(随時)

